

地方独立行政法人大阪市民病院機構  
令和5事業年度の業務実績に関する評価結果

令和6年9月  
大 阪 市

# 目 次

1	地方独立行政法人大阪市民病院機構の年度評価の考え方	1 ページ
2	大項目評価	
2-1	「市民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する大項目評価	2 ページ
	(1) 評価結果と判断理由	
	〈小項目評価の集計結果〉	
	〈小項目評価にあたって考慮した事項〉	
	(2) 評価にあたっての意見、指摘等	
2-2	「業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善」に関する大項目評価	6 ページ
	(1) 評価結果と判断理由	
	〈小項目評価の集計結果〉	
	〈小項目評価にあたって考慮した事項〉	
	(2) 評価にあたっての意見、指摘等	
3	全体評価	9 ページ
	(1) 評価結果と判断理由	
	〈全体評価にあたって考慮した事項〉	
	① 地方独立行政法人大阪市民病院機構の基本的な目標	
	② 令和5年度における重点的な取り組み	
	(2) 評価にあたっての意見、指摘等	

## 1 地方独立行政法人大阪市民病院機構の年度評価の考え方

- 地方独立行政法人大阪市民病院機構（平成 26 年 10 月 1 日設立）について、「大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会の運営及び市長の評価等に関する基本方針」に基づき、次のとおり令和 5 事業年度の業務の実績に関する評価を行った。

### 〈評価の基本方針〉

年度計画及び中期計画の実施状況を確認し、分析したうえで、法人の業務運営等について総合的に判断し、法人が中期目標を達成するために、法人の組織・業務運営等に関して改善すべき点を明らかにすることにより、法人運営の質的向上に資することを目的に評価を行う。

### 〈評価の方法〉

年度評価は「項目別評価」と「全体評価」により行う。

「項目別評価」では、法人が、病院ごとの実績がわかるように自己点検・自己評価を行い、報告内容及び自己評価とその判断理由の妥当性について評価委員会において専門的見地からの意見を聴取したうえで評価を行う。

「全体評価」では、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における中期計画の進捗状況全体について総合的な評価を行う。

なお、引き続き新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」）の流行状況を踏まえ、新型コロナの影響を受けた項目については、その影響を鑑み、評価を行う。

### 〈項目別評価の具体的方法〉

項目別評価は、(1)法人による自己評価、(2)小項目評価、(3)大項目評価、の手順で行う。

#### (1)法人による自己評価

○法人は、年度計画の小項目（内容によっては複数の小項目）ごとの進捗状況について、

I～Vの5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。

○業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由（実施状況等）を記載する。

#### (2)小項目評価

○法人の目標設定及び自己評価の妥当性等について評価委員会から意見を聴取し、総合的に検証のうえ、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、I～Vの5段階による評価を行う。

#### (3)大項目評価

○小項目評価の結果、特記事項の記載内容などを考慮し、大項目ごとの進捗状況について、S・A～Dの5段階による評価を行う。

### 〈全体評価の具体的方法〉

項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。

## 2-1 「市民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する大項目評価

### (1) 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、B評価（「おおむね計画どおり」進捗している）となる。
- 特段の考慮すべき事項はないため、大項目評価としては、B評価（「おおむね計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計 画どおり	C 計画を十分に実施 できていない	D 重大な改善事項 あり

### 〈小項目評価の集計結果〉

19項目中18項目が小項目評価のⅢ～Ⅴに該当していることから、小項目評価の集計では、B評価（「おおむね計画どおり」進捗している）となる。

	評価の対象 項目数	V 計画を大幅 に上回って 実施してい る	IV 計画を上回 って実施し ている	Ⅲ 計画を順調に 実施している	Ⅱ 計画を十分 に実施でき ていない	I 計画を大幅 に下回って いる
求められる医療の提供	9	2	2	4	1	0
信頼される温かな医療の実践	6	0	4	2	0	0
地域医療連携の強化及び地域への貢献	3	0	1	2	0	0
優れた医療人の育成・確保	1	0	0	1	0	0
合計	19	2	7	9	1	0
		18				

### 〈小項目評価にあたって考慮した事項〉

小項目評価にあたっては、法人は予め市と調整した評価基準に基づいて自己評価を行っており、業務実績を確認したところ、法人の小項目評価がおおむね妥当であると評価した。

評価番号6については、令和5年5月8日からの新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」）の5類移行に伴う新型コロナ専門病院解除により、令和5年10月より結核病棟を再開し、可能な限り受入れを行った。しかし、令和5年度の目標値を設定していないことや年度途中の再開であることから評価不能とする。

- ① 小項目評価がⅣ（計画を上回って実施している場合）以上の項目は次のとおりであった。  
 く（ ）は小項目評価の番号

#### (1) 救急医療（総合医療センター）【Ⅳ】

救急医療については、小児救急の対応を含め地域医療機関からの重症患者の積極的な受入に努めた結果、三次救急取扱件数は目標に届かなかったものの、救急車搬送件数は、目標を

上回り、独立行政法人への移行後初めて 5,000 件を超えた。

地域に求められる役割を十分に果たしたことから、Ⅳ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

#### (2) 周産期医療（総合医療センター）【Ⅴ】

ハイリスク妊産婦ならびにハイリスク新生児の受入に努めた。目標指標である OGCS 取扱件数、NMCS 取扱件数ともに目標及び前年度を大きく上回り、コロナ禍以前の水準をも上回った。また 1,000g 未満の超低出生体重児の対応など、特段の成果があったことから、Ⅴ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

#### (4) がん医療（総合医療センター）【Ⅳ】

がん医療については、がん登録件数が目標に届かなかったものの、その他の目標指標は目標を上回った。放射線治療や外来化学療法など、様々ながん患者に対して適切な医療を提供し、求められる役割に応じた医療の提供を十分に果たしたことから、Ⅳ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

#### (7) その他の医療（十三市民病院）【Ⅴ】

新型コロナの5類移行に伴い、一般診療を拡大したことから、救急車搬送件数、地域医療機関からの緊急診療要請対応件数ともに、前年度を大きく上回るなど、特段の成果が認められたことから、Ⅴ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

#### (1 1) 医療安全対策等の徹底【Ⅳ】

目標指標であるインシデントレポート報告件数は、総合医療センターは目標を大きく上回り、十三市民病院は、目標を下回ったものの、新型コロナの5類移行後も、適切な感染防止対策の継続や環境整備に努め、総合的な医療安全対策の徹底に積極的に取り組んだことから、Ⅳ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

#### (1 2) 医療の標準化【Ⅳ】

目標指標であるクリニカルパス適用率について、総合医療センターではサポート体制等の充実を図り、パスの使用を推進することで目標を達成した。

十三市民病院では、目標に達しなかったものの、一般患者に可能な限り対応し、コロナ禍以前の水準となった。計画の項目を十分に実施したことから、Ⅳ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

#### (1 3) チーム医療の実践及び専門性の発揮【Ⅳ】

目標指標とした各項目について、総合医療センター、十三市民病院ともに積極的に取り組んだ結果、殆どの項目で前年度及び目標を上回った。また、各病院において、QOL 向上のための取り組みや、倫理的問題の課題解決に向けた対応、チーム医療の一層の推進など、患者中心の医療の徹底に積極的に取り組んだことから、Ⅳ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

(16) 患者満足度の向上【Ⅳ】

十三市民病院において患者満足度調査を再開し、外来の目標を上回ることができたことや、総合医療センターでは、入院の患者満足度調査結果が目標を上回ったことに加え、外来エリアのレイアウト変更による混雑緩和を図るなど、患者サービス向上の取組を積極的に進めたことから、Ⅳ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

(17) 地域医療機関との連携【Ⅳ】

目標指標である紹介率・逆紹介率については、総合医療センター、十三市民病院ともに目標を上回った。また、医療機関訪問や市民公開講座等を積極的に行い、地域医療機関との病診連携の強化を進めたことから、Ⅳ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

② 小項目評価がⅡ（計画を十分に実施できていない）の項目は次のとおりであった。

〈（ ）は小項目評価の番号〉

(3) 小児医療（総合医療センター）【Ⅱ】

小児医療については、目標指標である小児がん登録件数が目標を大幅に下回り、また、前年度実績にも届かなかったことから、Ⅲ評価とした法人の自己評価ではなく、評価方針の基準に基づきⅡ評価とした。

一方で、AYA 世代病棟の入院患者数は前年度実績を上回り、小児一般病棟、AYA 世代病棟などで年間稼働率 85%を超えており、また、大阪府小児中核病院として果たした役割や小児がん入院患者数が前年度を上回ったことなど、その実績は十分に評価できるものである。

## (2) 評価にあたっての意見、指摘等

令和5事業年度の実績報告を確認すると、中期計画に掲げた「市民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に向け、小項目番号1～5・7～10のとおり求められる医療の提供を実施し、小項目番号11～20のとおり信頼される温かな医療の実践・地域医療連携の強化及び地域への貢献・優れた医療人の育成・確保に取り組み、年度計画をおおむね計画どおり実施していると評価できる。

・総合医療センターは、令和5年5月の新型コロナの5類移行後も大阪府のフェーズに応じた重症患者及び中等症患者の専用病床を確保し、感染状況に柔軟に対応しながら、3次救急や高度な手術・治療などの通常医療との両立を図り、高度専門医療機関としての役割も同時に果たした。

また、がんゲノム医療連携病院としてがんゲノム医療提供体制の整備を図ったほか、小児医療では、令和4年7月に大阪府小児中核病院に指定されて以降、高度専門医療機関としての役割も同時に果たしてきたことは、大いに評価できる。今後も質の高い総合的な医療の提供に努めてもらいたい。また小児がん登録件数は、目標を達成しなかったものの小児がん診療をはじめとした小児医療のより一層の向上に向けての今後の取組に期待する。

・十三市民病院は、令和5年5月の新型コロナの5類移行までの間、新型コロナ専門病院としての役割を果たした。専門病院の解除に伴い、内科系2次救急の受入や令和5年10月には結核患者の受入を再開するとともに、引き続き地域医療機関からの緊急診療要請に対応するなど、求められる地域の医療ニーズに应运ってきたことは、大いに評価できる。今後も地域の医療機関と連携し、地域の医療ニーズに対応した医療の提供に努めてもらいたい。

・住之江診療所は、小児・周産期における一次医療の提供を継続して行ったことは、大いに評価できる。引き続き、住吉市民病院廃止後の小児・周産期における一次医療に対応するため、地域医療の確保に努めてもらいたい。

## 2-2 「業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善」に関する大項目評価

### (1) 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A評価（「計画どおり」進捗している）となる。
- 特段の考慮すべき事項はないため、大項目評価としては、A評価（「計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計 画どおり	C 計画を十分に実 施できていない	D 重大な改善事 項あり
------	--------------------	------------	--------------------	-------------------------	--------------------

### 〈小項目評価の集計結果〉

6項目の全てが小項目評価のⅢ～Ⅴに該当していることから、小項目評価の集計では、A評価（「計画どおり」進捗している）となる。

	評価の対象 項目数	V 計画を大幅 に上回って 実施してい る	IV 計画を上回 って実施し ている	III 計画を順調 に実施して いる	II 計画を十分 に実施でき ていない	I 計画を大幅 に下回って いる
自律性・機動性・透明性の高い組織体制の確立	1	0	1	0	0	0
経営基盤の安定化	5	0	5	0	0	0
合計	6	0	6	0	0	0
			6			

### 〈小項目評価にあたって考慮した事項〉

小項目評価にあたっては、法人は予め市と調整した評価基準に基づいて自己評価を行っており、業務実績を確認したところ、法人の小項目評価が妥当であると評価した。

- ① 小項目評価がⅣ（計画を上回って実施している場合）の項目は次のとおりであった。  
 〈（ ）は小項目評価の番号〉

#### (21) 自律性・機動性・透明性の高い組織体制の確立【Ⅳ】

総合医療センター、十三市民病院とも、大阪府・市の要請に応じ、新型コロナの5類移行までの間、重点医療機関として医療の提供に取り組んだ。

特に十三市民病院においては、新型コロナの5類移行による専門病院の解除まで、理事長及び病院長のリーダーシップのもと、新型コロナ専門病院としての責務を全うした。

また、業務執行におけるコンプライアンスの徹底を目的とした研修の開催や第三者による監査の実施、診療科の再編・統合に向けた取組など、迅速かつ柔軟な組織運営に努め、計画の項目を着実に実施したことから、Ⅳ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。



#### (22) 収入の確保【IV】

各病院において、増収のための体制の充実及び適正化に向け取り組み、新入院患者数は前年度及び目標を上回った。十三市民病院は、診療報酬における新型コロナ臨時措置の縮小に伴い入院診療単価が低下したものの、5類移行に伴う一般医療の拡大により、稼働率は向上した。総合医療センター、十三市民病院とも多くの指標で目標を達成したことから、IV評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

#### (23) 給与費比率の改善【IV】

費用対効果を踏まえ柔軟な職員配置に取り組むなど、給与費の適正化に努めた結果、基本給のベースアップや働き方改革に伴う人員増があったものの、患者数の増加等に伴う医業収益の増により、総合医療センター、十三市民病院ともに目標を達成したことから、IV評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

#### (24) 材料費比率の改善【IV】

物価高騰の影響による契約単価の上昇があったものの、後発医薬品の採用促進や、診療材料の同種同効品への切替の推進、共同購入組織への加入など、材料費の縮減に取り組み、総合医療センター、十三市民病院ともに目標を上回る結果であったことから、IV評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

#### (25) 経費比率の改善【IV】

物価高騰の影響を大きく受けたものの、業務委託契約における競争的契約候補者決定法の採用など、多様な契約手法の活用を進め、経費の節減に取り組んだことにより、前年度及び目標を上回ったことから、IV評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

#### (26) 医業収支比率等の改善【IV】

目標指標である経常収支比率及び自己資本比率は、新型コロナ関連の補助金収入の影響もあり、目標を上回った。医業収支比率については、患者数の増加により、医業収益が増加したことで各病院とも前年度及び目標を上回った。全ての項目で目標を上回ったことから、IV評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

## (2) 評価にあたっての意見、指摘等

令和5事業年度の実績報告を確認すると、中期計画に掲げた「業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善」に向け、小項目番号21のとおり自律性・機動性・透明性の高い組織体制の確立に努めるとともに、小項目番号22～26のとおり経営基盤の安定化に取り組み年度計画を順調に実施していると評価できる。

令和5年度は、新型コロナの影響により悪化した前年度と同様に厳しい経営状況となった。経常収支比率及び自己資本比率は、新型コロナ関連の補助金収入の影響もあり、目標を上回った。医業収支比率についても、患者数の増加により、医業収益が増加したことで各病院とも前年度及び目標を上回った。しかし、今後も材料費や人件費の高騰が予想され、更に一層の努力が必要になるため、引き続き、より効率的な運営を図りながら、経営基盤の安定化に向け取り組んでもらいたい。

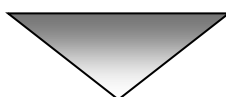
### 3 全体評価

#### (1) 評価結果と判断理由

- 令和5事業年度の業務実績に関する評価については、2ページから8ページに示すように、大項目「市民に提供するサービスその他の業務の質の向上」の評価については B 評価「おおむね計画どおり」、大項目「業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善」の評価については、A 評価「計画どおり」が妥当であると判断した。
- 大項目評価等の結果に加え、大阪市民病院機構の基本的な目標、令和5年度の重点的な取り組みなどを総合的に考慮し、令和5事業年度の業務実績については、「全体として、おおむね年度計画及び中期計画のとおり進捗している」とした。

#### 〈大項目の評価結果〉

市民に提供するサービスその他の業務の質の向上 (2ページ)	S 特筆すべき進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画どおり	C 計画を十分に実施できていない	D 重大な改善事項あり
業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善 (6ページ)	S 特筆すべき進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画どおり	C 計画を十分に実施できていない	D 重大な改善事項あり



#### 〈全体評価の評価結果〉

「全体として、おおむね年度計画及び中期計画のとおり進捗している」

#### 〈全体評価にあたって考慮した事項〉

##### ① 地方独立行政法人大阪市民病院機構の基本的な目標

地方独立行政法人制度の特長である自律性・機動性・透明性を最大限発揮し、これまでの単年度ごとの短期的視点の弊害から脱却し、長期的視点に立ったうえで、意思決定の迅速化を進めて、効率的な病院経営に努め、経営基盤の安定化を図る。

医療を取り巻く環境が急激に厳しさを増す中で、医療制度改革などの変化に的確に対応し、引き続き地域の医療機関と役割を分担し連携を図りながら、採算性などの面から民間医療機関では対応が困難な政策医療の提供など公的医療機関としての役割を果たし、患者及び市民の信頼に添えていく。

##### ② 令和5年度における重点的な取り組み

地方独立行政法人として設立10年目となる令和5年度は、中期目標の達成に向け、理事会を定期的開催し、活発な議論を展開するとともに迅速な意思決定を図りながら、コンプライアンスの推進に取り組み、円滑な病院運営に努めた。

また、公的医療機関としての役割を果たすため、各病院等において求められる医療の提供や患者サービスの向上、地域医療機関との連携及び役割分担の推進、優秀な人材の確保・育成など医療提供体制の整備に努めるとともに、法人全体としても業務運営の改善及び効率化

に向け、機構全体の経営マネジメントの強化を図りながら、収入の確保・費用の削減、業務運営の効率化など、経営基盤の強化に引き続き取り組んだ。

新型コロナへの対応については、令和2年度から令和5年5月の5類移行までの間、大阪府・市からの要請に基づき、公的医療機関として第一種感染症指定医療機関である総合医療センターを中心に、十三市民病院と役割分担を図り、新型コロナ患者の受入れを行い、大阪市の同感染症対応の中核的な役割の一翼を担ってきた。

5類移行後も、総合医療センターでは、大阪府のフェーズに応じた重症患者及び中等症患者の専用病床を確保し、感染状況に柔軟に対応しながら、3次救急や高度な手術・治療などの通常医療との両立を図り、高度専門医療機関としての役割も同時に果たしてきた。

十三市民病院では、令和2年5月に軽症・中等症患者の受入専門病院となって以降、専用病床を維持しながら、令和5年5月の5類移行までの間、新型コロナ重点医療機関としての役割を担ってきた。5類移行後は新型コロナの影響により悪化した経営状況の早期回復を目指し、一般医療の拡大を行うとともに、10月には結核患者の受入を再開するなど、地域に求められる医療ニーズに添えてきた。

## (2) 評価にあたっての意見、指摘等

大項目1に掲げた「市民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関しては、小項目番号1～5、7～20のとおり、求められる医療の提供や患者サービスの向上に努め、地域医療機関との連携及び役割分担を推進し、優秀な人材の確保・育成の取り組みなど、おおむね計画どおり進捗していると評価できる。

大項目2に掲げた「業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善」に関しては、小項目番号21～26のとおり、機構全体の経営マネジメントの強化を図りながら、収入の確保・費用の削減、業務運営の効率化に取り組むなど、計画どおり実施できていると評価できる。

また、新型コロナに関しては、令和5年5月の5類移行までの間、大阪府・市からの要請に基づき、総合医療センター・十三市民病院は、重点医療機関として患者の受入れに取り組み、5類移行後も感染状況に柔軟に対応しながら、高度専門医療、一般医療を提供した。

以上を踏まえると、令和5事業年度における大阪市民病院機構の取り組みは、全体としておおむね年度計画及び中期計画のとおり進捗していると評価できる。

今後も医療機能の維持・向上を図り、効率的・効果的な病院運営と経営基盤の強化により一層努め、引き続き質の高い医療を提供し、市民の信頼に添えてもらいたい。